

# 移動等円滑化取組報告書

(航空旅客ターミナル施設)

2024年度実績

東京都大田区羽田空港2-6-5  
東京国際空港ターミナル株式会社  
代表取締役社長 赤堀 正俊



# I 2024年度の計画内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象	計画内容	実施状況
第3ターミナル及び第2ターミナル国際線(CIQ区域)施設	ターミナル内施設における施設・設備・サイン等の課題・問題について、課題抽出を行い有識者等を交えて改善の検討の実施。(2024年度～2025年度)	2024年11月に有識者・障害者を中心とした委員会を立ち上げ、改善事項の抽出をおこなった。
災害時の緊急避難について	緊急時の「要サポート対応訓練」を定期的実施し、車いす使用者の方、視覚障害者の方などの緊急時におけるサポート等、対応時の課題整理の実施。(2024年度)	『要サポート者の避難訓練』を定期的実施した。

### ② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対象	計画内容	実施状況
目に見えない障害者対応	第3者が判別できない(目に見えない)障害のある方が安心して利用できる施設となるよう継続的な取り組みを実施する。空港従業員向けのセミナー・障害当事者等の空港利用促進に向けた取り組み等を実施する。また2023年度に導入したカームダウン・クールダウン施設についての設備強化を図る取り組みを行う(2024年度～2025年度)	空港従業員等に向けてセミナーの開催した。 また、カームダウン、クールダウンに関連する施設として、2025年3月に第3ターミナル内に目に見えない障害のあるお子さま向けの遊具等の設置を行った。

# I 2024年度の計画内容の実施状況

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対象	計画内容	実施状況
目に見えない障害者対応	第3者が判別できない(目に見えない)障害のある方が安心して利用できる施設となるよう取り組みます。識別ストラップ導入に向けた取り組みの促進を行う。(2024年度～2025年度)	識別ストラップの導入を行い、案内カウンター等での配布を行った。

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対象	計画内容	実施状況
ICT技術を用いた案内等の実施・検討	2023年度に導入された自動走行車いすの利用促進を図る。2025年のデフリンピック東京大会開催を見据え、聴覚障害者向けのICT技術等を用いた実証実験を検討する。このほか、ICTを用いた技術対応で、高齢者、障害者等が利用しやすい空港づくりを引き続き検討する。(2024年度～2025年度)	自動走行車いすについて、出発ロビーでの運用を拡大した(増備及び乗車場の拡充)

## ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対象	計画内容	実施状況
サービス介助士の資格取得について。	旅客サービスセンター新入社員(コンシェルジュ)については『サービス介助士資格』を取得させ、また、資格既得者については、サービス介助ステップアップ研修の実施をして技能・知識の向上を図る。(2024年度)	2024年度配属の新入社員については、配属者全員に同資格を取得させた。また既得者のステップアップ研修は書面にて行った。
目に見えにくい障害に関するセミナーの実施	目に見えにくい障害に対する理解を深めるためのセミナーを実施し、職員の対応力向上を図る。(2024年度)	実施済み。

# I 2024年度の計画内容の実施状況

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対象	計画内容	実施状況
ターミナル内のバリアフリー取組状況の視察	当社におけるバリアフリーの取組状況を移動円滑化評議会会議のメンバーによる視察や障害当事者等を招いた視察・意見交換会等を実施し、幅広く当社ターミナルの取り組みを知る機会を設ける。(2024年度)	実施済み。
介助サービス並びにバリアフリー設備に関する周知活動の強化。	介助サービスや第3ターミナル内にあるバリアフリー関連施設等について、ホームページや案内所等における周知を強化する。(2024年度)	実施済み。

## (2) 移動等円滑化の促進を達成するために講ずべき措置の実施状況

課題の改善・解決に向けて、最善の方法とすべく、有識者・障害者等のご意見を頂きながら進めたい。

## (3) その他

日々のお客様からのご意見を参考として、人的対応・運用・施設・備品等について改善を図っていきたい。

## Ⅱ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況

(2025年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数 (人)	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数		視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
					総数	旅客搭乗橋 設置数			
東京国際空港 第3旅客ターミナルビル	東京都大田区	55,716	○	○	総数	29	○	○	○
					旅客搭乗橋 設置数	(20)			
【参考】東京国際空港 第3旅客ターミナルビル CIQ区域	東京都大田区	55,716	○	○	総数	—	○	○	○
					旅客搭乗橋 設置数				
【参考】東京国際空港 第2旅客ターミナルビル CIQ区域	東京都大田区	8,579	○	○	総数	—	○	○	○
					旅客搭乗橋 設置数				
(合計) 計1ターミナル	—	—	1	1	総数	29	1	1	1
					旅客搭乗橋 設置数	(20)			

### Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

	(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	○
(2)	<p>過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。</p> <p>① 中小企業者でない。</p> <p>② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	-